

甲府市議会議員の請負の状況の公表に関する規程実施要領第2及び第5の規定に基づく電子情報処理組織を使用する書類の提出方法について

甲府市議会議員の請負の状況の公表に関する規程実施要領（以下「要領」という。）第2及び第5の規定に基づく「電子情報処理組織を使用する方法であって別に議長が定めるもの」は、次のとおりとする。

要領第2第1項及び第2項、並びに第5に規定する「電子情報処理組織を使用する方法であって別に議長が定めるもの」は、要領に定める様式の電子ファイルを、次に掲げる通信手段を用いて議会局が管理するPC端末に到達させる方法とする。

（1）電子メール